

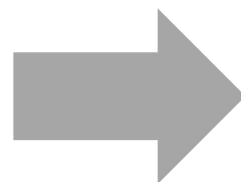
新規制基準の背景・考え方 – 新規制基準に基づく具体的な確認内容 –



ワーキングの詳細
はこちらから

論点No.220

新規制基準に基づく原子力発電所の審査や検査では、具体的に何をどのように確認するのか。



第30回ワーキング
(2025.2.12)
参考資料

国の資料における説明の概要

原子力発電所の設計から運転に至る過程を段階的に区分し、それぞれの段階に応じた許可や認可、検査などの規制手続きを通じて安全確保を図る制度となっている。

ワーキングチーム検証結果（抜粋）

○発電用原子炉の段階的安全規制

①設置（変更）許可

- 発電用原子炉施設を設置（変更）しようとする事業者が申請
- 発電用原子炉施設の**基本設計ないし基本設計方針**について、自然災害対策なども含め事故の防止対策を適切に講じているか、万が一事故が発生した場合の対策を講じているかなどについて審査
- 申請者が、発電用原子炉を設置するために必要な**技術的能力及び経理的基礎**があることについても確認

②設計及び工事の計画の認可

- 設置（変更）許可を受けた事業者が、工事開始前（新規制基準適合に係る経過措置を除く）に申請
- 発電用原子炉施設の**詳細設計、設計及び工事に係る品質管理の方法等**について、設置許可と整合しているか、技術基準に適合しているかを審査

③保安規定認可

- 事業者が、原子炉の設置の工事の着手前（新規制基準適合性に係る認可申請の場合、運転開始前）に申請
- 発電用原子炉施設の**運転に関し、保安のために守るべき事項**について定めた保安規定について、設置許可と整合しているか、災害の防止上十分であるかについて審査

④原子力規制検査

- 事業者は、設置又は変更の工事をする発電用原子炉施設について、使用前事業者検査を行い、**その工事が認可を受けた設計及び工事の計画に従って行われたものであること、技術基準に適合することを確認**しなければならない。
- 事業者は、定期的に発電用原子炉施設について検査（定期事業者検査）を実施し、**施設が技術基準に適合していることを確認**しなければならない。
- 原子力規制委員会は、使用前事業者検査や定期事業者検査の実施状況、技術基準や保安規定の順守状況について**原子力規制検査により確認**する。

※このほか、発電用原子炉の運転期間に係る認可や安全性向上のための評価の届出などの制度が運用されている。